

平成28年度第5回
野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日 時 平成28年10月17日(月)

午前9時から

場 所 市役所低層棟4階 職員控室

1 開 会

2 野田市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の一部改正について

3 個人情報取扱事務について

審議依頼事項

- ・野田市甲状腺超音波検査費用助成事業の事務開始届(保健センター)

報告事項

- ・災害派遣等従事車両証明書発行事務の事務変更届(防災安全課)

4 諒問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて

- ・審議会等の委員の個人情報について

5 閉 会

野田市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の一部改正について

平成28年8月31日の審査会において、会議録の決定方式が変更となったことから、同方式を規定する運営要領を改正し、同日から適用するものです。

【現行】

(会議録等)

第4条 審査会の会議録は、会議の概要を記載し、当該会議の次の会議において承認を得た上で会長が署名して決定する。ただし、野田市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成23年野田市条例第1号。以下「条例」という。）第8条第4項の規定による陳述及び第9条第1項の規定による意見の陳述については、録音内容が聞き取れる範囲内で可能な限り全文を記載することとする。

2・3 (略)

【改正後】

(会議録等)

第4条 審査会の会議録は、会議の概要を記載し、各委員の承認を得た上で決定する。ただし、野田市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成23年野田市条例第1号。以下「条例」という。）第8条第4項の規定による陳述及び第9条第1項の規定による意見の陳述については、録音内容が聞き取れる範囲内で可能な限り全文を記載することとする。

2・3 (略)

《参考》改正後全文

野田市情報公開・個人情報保護審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、野田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(文書記号)

第2条 審査会は、その作成する文書（答申書を除く。）に文書記号を付するものとする。

2 前項の文書記号は、野情個審とする。

(会長の印)

第3条 審査会が発出する文書には、会長の氏名を記載し、及び会長の印を押印するものとする。

2 前項の会長の印は、別表のとおりとする。

(会議録等)

第4条 審査会の会議録は、会議の概要を記載し、各委員の承認を得た上で決定する。ただし、野田市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成23年野田市条例第1号。以下「条例」という。）第8条第4項の規定による陳述及び第9条第1項の規定による意見の陳述については、録音内容が聞き取れる範囲内で可能な限り全文を記載することとする。

2 審査会の会議は、会議録の作成のために録音するものとする。

3 審査会の会議を録音した録音テープその他の電子機器等は、会議録が決定次第消去するものとする。

(会長の専決事項)

第5条 会長は、次に掲げる事項について専決することができるものとする。

(1) 野田市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則（平成23年野田市規則第20号）第4条の規定により諮問を受理した旨の通知を送付すること。

(2) 条例第8条第3項の規定により分類又は整理した資料の提出を求めること。

(3) 条例第8条第4項の規定により意見書又は資料の提出を求めるこ。

(4) 次条及び第7条の規定により意見書等の写しを送付すること。

(諮問庁への送付)

第6条 審査会は、不服申立人又は参加人から意見書若しくは資料の提出があつたとき又は意見の陳述が実施されたときは、当該意見書若しくは資料の写し又は意見の陳述の記録の写しを諮問庁に送付するものとする。

(不服申立人及び参加人への送付)

第7条 審査会は、諮問庁から意見書又は資料が提出されたときは、その写しを不服申立人及び参加人に送付するものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成23年5月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月17日から施行し、同年8月31日から適用する。

別表（第3条第2項）

1 名称、規格及び書体

名 称	規格 (mm)	書体
野田市情報公開・個人情報保護審査会長之印	方21	古印体

2 ひな型

野田市情報
公開・個人
情報保護審
査会長之印

別記第1号様式（第3条第3項）

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成28年9月29日

(届出先)

野田市長

届出者・野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	野田市甲状腺超音波検査費用助成事業						
届出担当課等の名称	保健福祉部 保健センター						
事務の目的	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質による市民の健康上の不安を軽減するため、甲状腺超音波検査に要する費用の助成を行う。						
対象者の範囲	助成申請者及び助成対象者						
個人情報の記録項目	①基本的事項	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他					
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 住居状況 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他					
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他					
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由（第7条第3項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> その他						
	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input checked="" type="checkbox"/> その他（甲状腺超音波検査結果及び検査画像）					
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他					
	⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> その他（非課税世帯の場合、市町村民税の課税状況）					
⑦その他	生活保護受給世帯の場合、保護受給証明書						
事務開始年月日	平成28年10月1日						
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（ <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他） 本人以外から収集している理由（第7条第2項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input checked="" type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他						
個人情報の目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他） 目的外利用・提供をしている理由（第9条第1項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他						
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間 1・3・5・10年 永年・常用 その他（ ）						

野田市甲状腺超音波検査費用助成事業の内容

- 1 助成対象者（平成4年4月2日から平成24年4月1日までの間に生まれた者で本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、甲状腺疾患に関し、医療機関において治療中の者、保険診療の適用となる自覚症状を有する者又は甲状腺超音波検査において経過観察若しくは2次検査が必要と判定された者を除く。）又はその保護者は、市（保健センター）に対し、「野田市甲状腺超音波検査費用助成申請書」を提出する。
- 2 市は、申請書の内容を審査し、助成金の交付を決定した場合は、野田市甲状腺超音波検査費用助成金交付決定通知書及び野田市甲状腺超音波検査費用助成券を送付する。
- 3 交付の決定を受けた者は、検査実施医療機関において野田市甲状腺超音波検査費用助成券及び野田市甲状腺超音波検査費用助成に係る代理受領委任状を提出し、検査を受ける。
- 4 検査実施医療機関は、検査対象者の氏名、生年月日、検査実施日及び検査の判定区分を記載した野田市甲状腺超音波検査結果及び甲状腺超音波検査画像を市へ提出する。
- 5 市は、野田市甲状腺超音波検査結果を助成対象者に送付する。
- 6 検査の判定区分がB又はCであった者は、検査実施医療機関において検査の結果及び今後の対応について説明を受ける。
- 7 甲状腺超音波検査画像の受領を希望する者は、市に対してその旨を申し出る。
- 8 市は、申出に応じ甲状腺超音波検査画像を渡す。

別記第1号様式（第5条）

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所
 申請者 氏 名 印
 電 話 番 号
 (検査対象者との関係)

野田市甲状腺超音波検査費用助成申請書
 検査費用の助成を受けたいので、次のとおり申請します。

1 検査対象者等

検査対象者	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	
非課税世帯の該当の有無	有・無	
	同意書（該当有りの方のみ記入してください。）	
	甲状腺超音波検査費用の助成金の交付の要件について、野田市保有の公簿等により市の職員が確認することに同意します。	
	申請者 氏名 印	
注 同意があり公簿等により確認ができるときは、所得の状況を証する書類を省略することができます。		

2 添付書類

同意書	
助成金の交付の決定に当たり、次の事項について同意します。 検査対象者の氏名、生年月日、検査実施日、検査の判定区分及び甲状腺超音波検査画像について、指定医療機関から野田市へ提供されること。	
申請者 氏名	印
検査対象者氏名	

野田市甲状腺超音波検査結果

受診者氏名 _____ 様

生年月日 平成 年 月 日

検査実施日 平成 年 月 日

検査結果は下記のとおりです。

該当に○	判定	内容			所見	今後の対応
	A 1	結節（しこり）やのう胞（液体が入っている袋のようなもの）は認められませんでした。			なし	不要
	A 2	結節 のう胞	結節（5.0ミリメートル以下）またはのう胞（20.0ミリメートル以下）を認めましたが、日常生活に支障はありません。			あり 不要
	B	結節（5.1ミリメートル以上）またはのう胞（20.1ミリメートル以上）を認めました。			あり	経過観察
	C	甲状腺の状態などから判断して、二次検査を受けていただくことが必要です			あり	経過観察又は専門病院紹介

A 1 又は A 2 に○がついている方については、経過観察や二次検査は不要です。

B 又は C に○がついている方については、医師より結果を説明させていただきますので、電話予約の上、受診してください。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印

個人情報保護審議依頼書

野保保第607号
平成28年9月29日

野田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 須賀昭徳様

野田市長 鈴木



野田市個人情報保護条例第11条第1項及び第12条第2項の規定により、あらかじめ、審査会の意見を聴きたく、審議を依頼します。

事務の名称	野田市甲状腺超音波検査費用助成事業に関する事務
担当課等の名称	保健福祉部 保健センター
開始・変更年月日	平成28年10月18日
審議依頼事項	<p>条例第11条第1項関係 個人情報を取り扱う事務について、新たに電子計算機による処理を行うこと。</p> <p>条例第12条第2項関係 公益上特に必要があると認め、実施機関以外のものと電子計算機の結合処理を行うこと。</p> <p>概要及び個人情報保護に関する状況は、別紙のとおりです。</p>
備考	<p>平 28.9.29 成</p> <p>野田市情報公開・個人情報保護審査会</p>

平成28年度第2号

第2号様式（第3条第4項）

個人情報を取り扱う事務 変更・廃止届出書

平成28年9月29日

(届出先)

野田市長

届出者 野田市長 鈴木 有

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	野田市甲状腺超音波検査費用助成事業に関する事務
届出担当課等の名称	保健福祉部 保健センター課 母子保健係
変更・廃止年月日	平成28年10月18日
変更・廃止の理由	保守管理を委託した業者と専用回線で結合されている健康管理システムにおいて管理するため。
変更内容	電子計算機処理の有無を「有」にする。 電子計算機結合の有無を「有」にする。
備 考	

別記第1号様式（第3条第3項）

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成28年9月29日

(届出先)

野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	野田市甲状腺超音波検査費用助成事業						
届出担当課等の名称	保健福祉部 保健センター						
事務の目的	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質による市民の健康上の不安を軽減するため、甲状腺超音波検査に要する費用の助成を行う。						
対象者の範囲	助成申請者及び助成対象者						
個人情報の記録項目	①基本的事項	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他					
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 住居状況 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他					
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想	<input type="checkbox"/> 信条	<input type="checkbox"/> 宗教	<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他		
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由（第7条第3項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> その他						
	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input checked="" type="checkbox"/> その他（甲状腺超音波検査結果及び検査画像）					
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他					
	⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> その他（非課税世帯の場合、市町村民税の課税状況）					
⑦その他	生活保護受給世帯の場合、保護受給証明書						
事務開始年月日	平成28年10月1日						
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（ <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他） 本人以外から収集している理由（第7条第2項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input checked="" type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他						
個人情報の目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他） 目的外利用・提供をしている理由（第9条第1項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他						
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
備考	個人情報の保存期間 1・3・5・10年 永年・常用 その他（ ）						

野田市甲状腺超音波検査費用助成事業の内容

- 1 助成対象者（平成4年4月2日から平成24年4月1日までの間に生まれた者で本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、甲状腺疾患に関し、医療機関において治療中の者、保険診療の適用となる自覚症状を有する者又は甲状腺超音波検査において経過観察若しくは2次検査が必要と判定された者を除く。）又はその保護者は、市（保健センター）に対し、「野田市甲状腺超音波検査費用助成申請書」を提出する。
- 2 市は、申請書の内容を審査し、助成金の交付を決定した場合は、野田市甲状腺超音波検査費用助成金交付決定通知書及び野田市甲状腺超音波検査費用助成券を送付する。市は健康管理システムに検査対象者の助成券発送状況を入力する。
- 3 交付の決定を受けた者は、検査実施医療機関において野田市甲状腺超音波検査費用助成券及び野田市甲状腺超音波検査費用助成に係る代理受領委任状を提出し、検査を受ける。
- 4 検査実施医療機関は、検査対象者の氏名、生年月日、検査実施日及び検査の判定区分を記載した野田市甲状腺超音波検査結果及び甲状腺超音波検査画像を市へ提出する。
- 5 市は、健康管理システムに検査結果を入力する。
- 6 市は、野田市甲状腺超音波検査結果を助成対象者に送付する。
- 7 検査の判定区分がB又はCであった者は、検査実施医療機関において検査の結果及び今後の対応について説明を受ける。
- 8 甲状腺超音波検査画像の受領を希望する者は、市に対してその旨を申し出る。
- 9 市は、申出に応じ甲状腺超音波検査画像を渡す。

【電子計算機の結合をすることについて公益上特に必要があると認め
る理由】

保健センターにおいては、健康管理システムを導入し、市民の健
診（検診）結果や予防接種歴等の一元管理により、市民対応の迅速
性及び正確性の向上並びに事務の効率化を図っております。

健康管理システムは、保健センターの多くの事務を担っているこ
とから、不具合が生じた場合には、保守管理委託業者による迅速な
解決がなされなければ、事務が滞ってしまうため、セキュリティ性
の高い専用回線を用いて、遠隔操作が可能となるよう、保守管理委
託業者との電子計算機の結合を行っております。

本件事務につきましても、健康管理システムの対象事務に加える
ことで、健康管理に関する市民対応の迅速性及び正確性の向上並び
に事務の効率化を図ることができるために、また、現実的に対象者が
多いことから、健康管理システムによる効率化を図らなければ事務
が滞ってしまうため、公益上特に必要があると認め、健康管理シス
テムによる処理を行い、及び当該システムの保守管理委託業者と電
子計算機による結合を行うものです。

第2号様式（第3条第4項）

個人情報を取り扱う事務 変更・~~廃止~~ 届出書

平成28年9月2日

(届出先)

野田市長

届出者 野田市長 鈴木 有

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	災害派遣等従事車両証明書発行事務
届出担当課等の名称	市民生活部 防災安全課 防災係
変更・ 廃止 年月日	平成28年 9月 2日
変更・ 廃止 の理由	災害全般に対応する事務とするため
変更内容	<p>事務の目的 ○変更前 「平成28年熊本地震に伴う被災地救援等のため、市の要請により、又は被災した自治体等の要請若しくは受入承諾により、各高速道路会社が管理する有料道路を使用する者に対し、当該有料道路の料金無料措置を講ずるため災害派遣等従事車両証明書を発行するもの」 ○変更後 「災害に伴う被災地救援等のため、市の要請により、又は被災した自治体等の要請若しくは受入承諾により、各高速道路会社が管理する有料道路を使用する者に対し、当該有料道路の料金無料措置を講ずるため災害派遣等従事車両証明書を発行するもの（料金を徴収しない車両を定める告示（平成17年9月30日国土交通省告示第1065号）第3項に規定する車両に係るものに限る。）。」</p>
備 考	

別記第1号様式（第3条第3項）

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成28年4月25日

(届出先)

野田市長

届出者 野田市長 鈴木 有

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	災害派遣等従事車両証明書発行事務							
届出担当課等の名称	市民生活部 防災安全課							
事務の目的	災害に伴う被災地救援等のため、市の要請により、又は被災した自治体等の要請若しくは受入承諾により、各高速道路会社が管理する有料道路を使用する者に対し、当該有料道路の料金無料措置を講ずるため災害派遣等従事車両証明書を発行するもの（料金を徴収しない車両を定める告示（平成17年9月30日国土交通省告示第1065号）第3項に規定する車両に係るものに限る。）。							
対象者の範囲	・市の要請に応じた法人その他の団体の従事者 ・ボランティア活動を行う者							
個人情報の記録項目	①基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・ <input checked="" type="checkbox"/> その他（FAX番号・Emailアドレス） <input type="checkbox"/> 国籍						
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 住居状況 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他						
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他						
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由（第7条第3項）							
	<input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> その他							
	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他						
	⑤社会生活	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・ <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 判定						
⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他							
⑦その他	車両登録番号							
事務開始年月日	平成28年4月25日							
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（ <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他） 本人以外から収集している理由（第7条第2項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input checked="" type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他							
個人情報の目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他） 目的外利用・提供をしている理由（第9条第1項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他							
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間 1・ 3 ・5・10年 永年・常用 その他（ ）							

別紙

災害派遣等従事車両証明書発行事務

1 事務の内容

災害に伴う被災地救援等のために、各高速道路会社が管理する有料道路を無料で使用させるため、災害派遣等従事車両証明書を申請に応じて発行するもの（料金を徴収しない車両を定める告示（平成17年9月30日国土交通省告示第1065号）第3項に規定する車両に係るものに限る。）。

2 事務の流れ

- (1) 「災害派遣等従事車両証明の申請書」の提出を受ける。
- (2) 書類内容を審査し、「災害派遣等従事車両証明書」を発行する。

3 収集する個人情報

- (1) 市の要請に応じた法人その他の団体の従業者の場合
 - ・職業及び氏名
- (2) ボランティア活動を行う者の場合
 - ・住所、氏名、電話番号、FAX番号及びEmailアドレス

4 個人情報の提供

各高速道路会社、被災自治体等から照会があった場合は、本件事務の適正な実施のため、上記3の個人情報を必要に応じて提供する。

審議会等の委員の個人情報について

1 貴審査会に意見を求める事項について

- ① 審議会等の委員の職業及び職歴並びに所属団体は、野田市情報公開条例（平成8年野田市条例第25号。以下「公開条例」といいます。）に基づく開示請求に対して開示すべき情報と考えますか。
- ② 公開条例第6条第2号アに規定する「法令の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報」の判断基準を示すことはできますか。
- ③ 審議会等の委員の性別は、公開条例に基づく開示請求に対して開示すべき情報と考えますか。

2 審議会等の委員名簿について

審議会等の委員名簿は、公表用と事務局用の2種類のものがあります。公表用の委員名簿に記載する情報は、それぞれの審議会等にご判断をお願いしておりますが、基本的に「1 氏名、2 任期、3 選出区分、4 審議会等における役職」が記載されています。

事務局用の委員名簿は、職員が円滑に業務を遂行できるように委員の個人情報を集約して記載したもので、非公表のものです。審議会等によって必要となる情報は異なり、また、必要以上の情報を収集してはならないことから、それぞれの審議会等によって記載する情報も異なっておりますが、基本的に「1 氏名、2 郵送先（住所）、3 連絡先（電話番号・FAX番号）、4 生年月日、5 性別、6 任期、7 選出区分、8 職業・職歴、9 推薦団体、10 審議会等における役職」のいずれかの項目に該当する情報が記載されています。

3 野田市情報公開条例に基づく委員の職業及び経歴の開示の事例について

貴審査会の『委員名簿（平成23年度以降の5年間。ただし、委員に変更がない場合は、最古のもの）及び委員のプロフィール（経歴や現職）の情報を含む行政文書』の開示の請求が平成28年2月2日になされ、同月16日に部分開示の決定をしております。

部分開示の決定をした行政文書は、平成23年4月1日現在の貴審査会の

委員名簿であり、当該名簿には、「氏名、住所、電話番号、生年月日、任期、職業又は経歴及び勤務先に関する情報」が記載されていました。「住所、電話番号及び生年月日」については、公開条例第6条第2号に該当する個人情報として不開示の決定をしました。「氏名及び任期」については、公開条例第6条第2号ウに該当する審議会等の委員としての職及び当該職務遂行の内容に係る情報として開示の決定をしました。「職業又は経歴及び勤務先に関する情報」については、本来は公開条例第6条第2号に該当する個人情報として不開示となる情報ですが、求められれば回答することについての本人の同意があるものとして開示の決定をしております。この同意についてですが、過去に総務課に在籍していた職員に確認したところ、貴審査会の前身となる野田市情報公開不服審査会又は野田市個人情報保護審議会において、不服申立人から委員の職業等を求められ、同審査会又は同審議会に回答の同意を得たことから、以後は、同意があるものとして取扱い、これらの附属機関を統合して設置された貴審査会の委員の職業等も同様に取り扱ってきたとのことであり、貴審査会の委員の職業等については、求められれば回答する情報としての認識が続いておりました。

4 審議会等の委員の職業及び経歴並びに所属団体についての市の見解について

審議会等の委員の職業及び経歴並びに所属団体は、審議会等の委員としての職務の遂行に関する情報と認めることはできないことから、公開条例第6条第2号に規定する不開示情報（個人情報）に該当すると考えています。

ただし、公開条例第6条第2号アに規定する「法令の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報」（以下「公の情報」といいます。）に該当するものは、開示すべき情報です。

公の情報と同様の規定（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号ただし書イ）に関する東京地方裁判所平成22年12月22日判決では、『情報公開法5条1号ただし書イは、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を、不開示情報から除外している。これは、既に公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、一般に、個人情報として保護すべき理由がないということが

できる一方で、既に公にされている情報であっても、その中には、本来公にされるべきではないにもかかわらず、個別の事情等により公にされることとなつた情報も含まれ、このような情報については、これを開示することにより個人のプライバシーを害するおそれがあると考えられることから、公にされる根拠が法令の規定や慣行にあり、公にされることの正当性が担保されている情報に限つて、不開示の対象から除外する趣旨であると解される。

そうすると、情報公開法5条1号ただし書イにいう「公にされ」とは、現に何人も知り得る状態に置かれていることをいい、「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定の下に保有されている情報をいうものと解される。また、「法令の規定」とは、何人に対しても何らの制限なく当該情報を公開することを定めている規定であることを要し、一定の事由により公開が拒否される場合が定められていれば、当該情報は、法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報には当たらないというべきである。そして、「慣行として」とは、事実上の慣習として、当該情報が公にされ、又は公にすることが予定されていることで足りるが、当該情報が現に公にされ、又は当該情報と同種の情報が公にされた事例があつたとしても、それが個別的な事情に基づいて公にされたにすぎない場合は、これに当たらないと解するのが相当である』としています。

また、同判決では、上記の解釈を前提に、公刊されている人名録によって公開されている住所は慣行として公にされている情報に該当するとの主張に対して、当該人名録で公開されている住所は、対象訴訟と何ら関連付けられたものではないため、公にされている情報であるとはいえないと判断されています。

この考え方を参考に、当市の審議会等の委員の情報に当てはめて考えると、例えば、委員がホームページなどで自らの氏名及び職業等を公表している場合であつても、これは個別的な事情に基づいて公にされているにすぎず、当市の審議会等の委員であることと関連付けられたものではなく、当市の審議会等の委員の職業及び経歴並びに所属団体について、公表を義務付ける法令等も公表する慣例もありませんので、公の情報に該当しないと考えます。また、弁護士又は税理士となるには、弁護士法又は税理士法に基づく登録が必要であり、日本弁護士連合会又は日本税理士連合会のホームページにおいて、

氏名によって検索をすることができますが、当市の審議会等の委員であることと関連付けられたものではなく、当市の審議会等の委員の職業を公にする慣行はないことから、委員名簿に弁護士又は税理士と記載されている場合であっても、公の情報に該当しないと考えております。

ただし、委員の同意の上で公表用の委員名簿に記載して当市が公表する職業及び経歴並びに所属団体については、公の情報に該当すると考えます。

また、委員の氏名、任期、選出区分及び審議会等における役職については、審議会等の委員としての職務遂行に関する情報（公開条例第6条第2号ウに該当）として、公開すべき情報と考えております。

5 第三者意見照会について

公開条例第13条第1項に規定する第三者への意見照会は、公開条例に規定する不開示情報に該当するか否かの判断が困難な第三者に関する情報について、当該第三者に意見を求めるものです。例えば、法人が作成した行政文書に記載されている情報が法人の営業上の秘密に該当するか否かについて、当該法人に意見を求める場合があります。

審議会等の委員の職業及び職歴並びに所属団体は、公開条例第6条第2号に規定する不開示情報（個人情報）に該当することは明らかであることから、第三者意見照会をする場合に該当しないと考えております。

6 審議会等の委員の性別について

当市では、男女共同参画の観点から、審議会等の女性委員の割合を50パーセントにする目標を定めており、また、女性委員の人数が少ない審議会等では、女性の意見を審議会等の審議に反映させるため、女性に限って公募委員を公募することもしております。委員の選出に当たっては、性別も考慮にいれております。これらの観点からは、委員の性別については、職務の遂行に関する情報として、公開条例第6条第2号ウに該当し、開示すべき情報であると考えます。

一方で、審議の場では、性別に関係なく、委員としての意見を求めていることから、性別については、一概に職務に関する情報とはいえないことから、公開条例第6条第2号ウに該当せず、不開示情報に該当するとの考え方もある

ります。

そこで、貴審査会のご意見を頂きたいと考えております。

7 公表又は情報提供と情報公開制度に基づく開示との違いについて

公表は、行政情報として積極的に広く市民にお知らせするものであり、情報提供は、当該情報を把握してほしい方に対して市自ら、又は市民等からの要望を受けて当該要望者に対して、当該情報を提供するものです。

一方、情報公開制度に基づく開示は、公表又は情報提供の対象としていない情報について、公開条例に基づく開示の請求に対して、同条例に規定する不開示情報を除いて開示するものです。

このように、公表又は情報提供と情報公開制度に基づく開示は異なるものであり、不開示情報に該当しない情報が全て公表又は情報提供をする情報に該当するわけではありません。

このため、仮に、審議会等の委員の職業及び経歴並びに所属団体が開示すべき情報に該当する場合であっても、公表用の委員名簿に記載するか否かは、それぞれの審議会等の判断を尊重すべきであると考えております。

8 開示請求に対する対応について

平成28年9月1日及び5日に合計31件の審議会等の委員名簿の開示の請求がありました。

31件の請求のうち、監査委員名簿につきましては、執行機関である監査委員の選任は議会の同意が必要であり、電話番号以外は公表している議案資料に記載されておりますので、電話番号を除き開示しております。

野田市情報公開条例の規定では、事務処理上の困難その他正当な理由によって30日を限度として開示等決定の期限を延長できることから、残りの30件について、次の理由を記載し、同条例第10条第2項の規定により開示期限の延長をしております（実施機関が教育委員会及び水道事業管理者であるものについても同様の延長理由を記載しています。）。

『現在、市では、個人情報保護制度の運用の抜本的見直しを実施しており、審議会等の委員の情報について、個人情報の観点、野田市情報公開条例に基づく開示の請求に対する開示等の決定の観点並びに情報提供及び公表の観点

から、平成28年10月17日に開催予定の野田市情報公開・個人情報保護審査会に審議をお願いいたします。

市では、第三者機関である同審査会の意見を尊重して情報公開制度及び個人情報保護制度の適切な運用を図っておりますので、同審査会において今後審議される内容を含む本件開示請求については、同審査会の判断が出るまで開示等の決定を延長する必要があるためです。』

また、条例の規定上最大の延長を行っておりますが、延長後の期限は、9月1日に請求があったものについては10月17日となることから、同日の会議において、審議会等の委員の個人情報の取扱いに関する審査会のご判断を頂き、当該判断を踏まえて同日中に開示等決定をしたいと考えております。

9 参考《野田市情報公開条例（抜粋）》

（実施機関の開示義務）

第5条 実施機関は、行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）があつた場合は、開示請求に係る行政文書に次条に規定する不開示情報が記録されているときを除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

2 開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該部分が当該部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、実施機関は、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いて開示することが制度の趣旨に合致しないと認められるときは、この限りでない。

（不開示情報）

第6条 不開示情報は、次の各号に掲げる情報とする。

(1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、開示することができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にする

ことが予定されている情報

イ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、本号により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる部分の情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

エ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、当該法人等若しくは当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関からの要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供されたもので、法人等又は個人における常例として公にしないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らし合理的であると

認められるもの

- (4) 開示することにより、犯罪の予防・捜査、公訴の維持、刑の執行、警備その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報
- (5) 実施機関内部又は実施機関相互の審議・検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものの
- (6) 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、市が行う事業経営その他実施機関の事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(公益上の理由による裁量的開示)

第7条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるとときは、前2条の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

審議会等の委員の個人情報について②

1.0 審議会等の委員の推薦団体と所属団体について

審議会等の委員の委嘱に当たり、野田市自治会連合会や一般社団法人野田市医師会などの団体に、委員候補者の推薦を依頼し、推薦に基づき委嘱する場合があります。

このような場合に、委員を推薦していただいた団体を委員の『推薦団体』として、『4 審議会等の委員の職業及び経歴並びに所属団体についての市の見解について』における『所属団体』と区別して考えております。

『所属団体』は、職業に類するものであり、不開示情報に該当すると考えておりますが、『推薦団体』の場合は異なります。

推薦を受けた委員は、推薦団体を代表する者として審議会等の委員としての職務を遂行していただいておりますので、推薦により委嘱した委員の推薦団体は、職務の遂行に関する情報として、公開条例第6条第2号ウに該当し、開示すべき情報であると考えます。

そこで、貴審査会のご意見を頂きたいと考えており、『1 貴審査会に意見を求める事項について』に、『④ 審議会等の委員の推薦団体は、公開条例に基づく開示請求に対して開示すべき情報と考えますか。』を追加いたします。

審議会等の委員の選出区分について

番号	類推される事項 選出区分	職業が分か る(公職)	職業が分か る(公職以外)	所属団体名 が分かかる	所属団体の 分類が分かる (所属団体名 が分かること 外)	経験が分か る	財産が分か る	差別につな がるおそれ がある情報 となる	その他
1	NPO活動経験者又は市民活動経験者					●			
2	スポーツ団体を代表する者			●					
3	ボランティア団体を代表する者			●					
4	みどりのふるさとづくり実行委員会	●							
5	医師	●							
6	医師会	●							
7	医療機関の代表	●							
8	家庭教育の向上に資する活動を行う者			●					
9	学校のPTAを代表する者			●					
10	学校医を代表する者	●		●					
11	学校教育の関係者			●					
12	学校教育課長	●		●					
13	学校教育部長	●		●					
14	学校長を代表する者			●					
15	学校法人を代表する者			●					
16	学識経験者				●				
17	関係機関及び関係団体の代表				●				
18	関係行政機関の職員			●	●				
19	関係行政機関等の職員			●	●				
20	関係機関又は県の職員			●	●				
21	関係団体を代表する者				●				
22	技能団体を代表する者					●			
23	教育に関係のある者						●		
24	教育委員会学校教育課管理主事						●		
25	教育委員会事務局の職員					●	●		
26	教育長					●	●		
27	教諭又は養護教諭					●	●		
28	警察官					●			
29	結核の専門医					●			
30	県職員					●			
31	公益を代表する委員						●		
32	公益社団法人野田市シルバーハウスセンターの代表						●		
33	公共交通機関を代表する者						●		

番号	選出区分	類推される事項	職業が分かれる(公職)	職業が分かれる(公職以外)	所属団体名 が分かれる	所属団体の 分類が分かれる (所属団体名 が分かれる以 外)	経験が分か る	財産が分か る	その他 がおそれ がある となる 情報
34	公募に応じた市民		●						●
35	校長及び教員の代表		●						
36	行政機関		●						
37	行政機関関係者		●						
38	高齢者関係団体の代表		●						
39	国民保護のための措置に關し知識又は経験を有する者		●						
40	市の区域内の公共団体等を代表する者		●						
41	市議会議員		●						
42	市職員		●						
43	市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員		●						
44	市長が必要と認めた者								
45	市民を代表する者				●				
46	市民活動団体の代表				●				
47	指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員		●						
48	指定地方行政機関の職員		●						
49	支援者団体を代表する者				●				
50	施行地区内の宅地の所有者及び借地権者				●				
51	施行地区内の宅地所有者及び借地権者				●				
52	歯科医師				●				
53	児童委員				●				
54	児童家庭課社会福祉主事				●				
55	児童福祉関係団体の代表者				●				
56	自衛隊に所属する者				●				
57	自治会連合会を代表する者				●				
58	自治会連合会各地区代表				●				
59	自主防災組織を構成するもの				●				
60	社会教育の関係者				●				

番号	類推される事項 選出区分	職業が分か る(公職)	職業が分か る(公職以外)	所属団体名 が分かる	所属団体の 分類が分かる (所属団体名 が分かる以 外)	経験が分か る	財産が分か る	財産が分か る	その他 がある情報 となる
61	社会教育委員	●			●				
62	社会福祉関係団体を代表する者		●						
63	社会福祉事業の実施に關係のある者	●							
64	社会福祉法人野田市社会福祉協議会の代表	●							
65	受益者の代表者								
66	住民の代表者								
67	女性問題関係者		●						
68	商工会議所の代表		●						
69	商工會議課の代表	●							
70	商工観光課労政係長		●						
71	商工業団体の代表		●						
72	小学校長又は中学校長	●	●						
73	松戸公共職業安定所野田出張所の代表	●	●						
74	松戸公共職業安定所野田出張所統括職業指導官	●	●						
75	消防関係者			●					
76	消防団長			●					
77	消防長		●						
78	障がい者の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務 に従事する者			●					
79	障がい者関係団体の代表			●					
80	障がい者団体の代表			●					
81	障がい者団体を代表する者			●					
82	人権・男女共同参画推進課長			●					
83	人権擁護委員の代表			●					
84	生活支援課検査指導員			●					
85	精神障がい者施設の代表者			●					
86	青少年関係行政機関の職員			●					
87	青少年関係行政機関の代表者			●					
88	青少年関係団体を代表する者			●					
89	千葉運輸支局長又はその指名する職員			●					
90	千葉県の職員			●					

番号	選出区分	類推される事項	職業が分かれる(公職)	職業が分かれる(公職以外)	所属団体名 が分かる	所属団体の 分類が分かる (所属団体名 が分かる以 外)	経験が分か れる	財産が分か れる	差別につな がるおそれ がある情報 となる	その他
91	千葉県介護福祉士会		●	●						
92	千葉県看護師協会		●	●						
93	千葉県建築士会野田支部を代表する者		●	●						
94	千葉県社会福祉士会		●	●						
95	千葉県女性サポートセンター相談支援課長	●	●	●						
96	千葉県接骨師会		●	●						
97	千葉県児童相談所相談調査課長	●	●	●						
98	千葉県理学療法士会		●	●						
99	知的障がい者施設の代表者		●	●						
100	地区社会福祉協議会の代表		●	●						
101	地元自会代表		●	●						
102	土地改良区連合協議会の代表者		●	●						
103	同和問題関係者		●	●						
104	農業委員会委員		●	●						
105	農業協同組合の代表者		●	●						
106	農業団体を代表する者		●	●						
107	廃棄物減量等推進員各地区代表		●	●						
108	被保険者を代表する委員		●	●						
109	副市長		●	●						
110	福祉関係者の代表		●	●						
111	福祉有償運送の利用者又は利用を希望する者		●	●						
112	保健医療関係者の代表		●	●						
113	保健主事を代表する者		●	●						
114	保健福祉部の職員		●	●						
115	保健福祉部長		●	●						
116	保険医又は保険薬剤師を代表する委員		●	●						
117	保護者の代表		●	●						
118	法律又は行政に関して優れた識見を有する者		●	●						
119	民間老人福祉施設の代表		●	●						
120	民生委員		●	●						
121	民生委員児童委員協議会を代表する者		●	●						
122	民生委員児童委員の代表		●	●						
123	野田警察署生活安全課長		●	●						

番号	選出区分	類推される事項	職業が分かれる (公職)	職業が分かれる (公職以外)	所属団体名 が分かる (所属団体名 が分かる以 外)	所属団体の 分類が分かる (所属団体名 が分かる以 外)	経験が分か る	財産が分か る	差別につな がるおそれ がある情報 となる	その他
124		野田市いきいきクラブ連合会の代表		●						
125		野田市医師会を代表する者	●	●						
126		野田市歯科医療施設設長	●	●						
127		野田市歯科医師会の代表	●	●						
128		野田市自治会連合会委員会を代表する者	●	●						
129		野田市社会福祉協議会委員会を代表する者	●	●						
130		野田市社会福祉協議会委員会	●	●						
131		野田市女性団体連絡協議会	●	●						
132		野田市障がい者相談員	●	●						
133		野田市障がい者団体連絡協議会	●	●						
134		野田市青少年相談員連絡協議会を代表する者	●	●						
135		野田市体育協会		●						
136		野田市農業振興審議会	●	●						
137		野田市廃棄物減量等推進員会議	●	●						
138		野田市文化団体協議会		●						
139		野田市民生委員会委員会の代表	●	●	●					
140		野田市薬剤師会		●						
141		野田市立小中学校PTA連絡協議会を代表する者		●						
142		野田商工会議所		●						
143		野田青年会議所		●						
144		野田保健所の技師		●						
145		野田保健所の代表		●						
146		野田保健所地域保健福祉課長		●						
147		野田保健所長		●						
148		野田旅館組合を代表する者		●						
149		養護教諭を代表する者		●						
150		利用者代表		●						
151		連合干葉東地域協議会野田・流山地区連絡会		●						

本人の同意のない個人情報の目的外利用・提供に関する解釈及び運用について

◎ 現行の野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引における記載

- 公益上の必要性により、個人情報を目的外に利用又は提供する例（第9条第1項第5号関係）
 - ア 目的外に利用することが真に市民の利益に寄与するとき。
 - イ 他の手段により情報を収集することにより、本人への過度の負担を与えることにより、業務の遅延等により市民に迷惑を掛けるおそれがあるとき。
 - ウ 各種料金収納のため口座振替を行う場合に、徴収等に関する情報を収納取扱金融機関に提供するとき。

◎ 他団体の個人情報保護条例の解釈及び運用の手引における記載

- 公益上の必要性により、個人情報を目的外に利用・提供する例
 - ・目的外に利用することが真に市民の利益に寄与するとき。
 - ・他の手段により情報を収集することにより、本人への過度の負担を与えることにより、業務の遅延等により市民サービスが著しく低下するおそれがあるとき。
 - ・目的外に利用する理由等について、客観的に妥当性があるとき。
- 本来実施機関において厳格に管理すべき個人情報について、個人情報の性質、利用目的等に則して、行政機関等以外のものに例外として提供することが認められるに足りる十分な理由が必要であるとする趣旨である。
一般的には、少なくとも行政機関に提供する場合と同程度の公益性があること、情報の提供を受けなければ、提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難な場合であること、提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であること又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること等の理由が必要である。
- 公益を優先させる必要がある場合があることから、公益上特に必要があるときは、本人の同意を必要としない。しかしながら、この場合においては、市の機関ごとの判断に委ねることとはせずに市長が判断することとし、さらに市長が判断するに当たっても、審議会の意見を聴くことを義務付けることにより、公益上の必要性について、より客觀性を持たせた。

- 目的外利用を行わなければ、当該事務の目的を達成することが困難であり、かつ、利用する個人情報の内容や当該目的その他の事情を鑑み、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合をいう。
 - 目的以外の利用・提供をすることが社会一般の利益を図るために必要であるかどうかを判断することを意味する。実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難なときであり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときなど。
 - 目的以外の利用、提供するが社会一般の利益を図るために必要であるかどうかを判断することを意味する。利用すること又は提供の相手方が当該個人情報を使用することについて、合理的な必要性及び正当性があること。
 - 本人の同意を得ずに目的外利用をすることについて、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、実施機関が決定する場合をいう。
 - 前各号のいずれにも該当しない「特別の理由」により利用又は提供する場合には、審査会の意見を聴かなければならないものとした。
 - 前各号のいずれにも該当しない場合で、本人の同意を得ずに目的外利用をすることについて、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、実施機関が決定する場合をいう。
- ◎ 本人の同意のない目的外利用及び提供に関する事例集（我孫子市）
- 我孫子市は、事例集を作成してホームページに掲載しております（別紙は、一部を抜粋したものです。）。

平成16年度から平成28年度までに個人情報保護審議会から答申を得ている利用及び提供の制限の例外（条例第8条第2項第6号）並びに通信回線を用いた電子計算機の結合（オンライン結合）（第9条第2項第2号）に関する事項

年度	件名	目的外利用及び提供が認められる理由
16年度	委員、講師を選任する事務において、個人情報を利用又は提供する場合（委員・講師選任関係）	<p>①委員等の選任においては、適任者を幅広く求める必要がある。</p> <p>②候補者の段階で本人から収集したのでは、事務の目的達成に支障を生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>③このため、候補者の選任に必要な範囲内で、実施機関が現に保有する個人情報を、実施機関内部で利用し、又は実施機関以外の他の市町村若しくは県・国等に提供することが必要な場合がある。</p> <p>④ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>

年度	件名	目的外利用及び提供が認められる理由
17年度	国、県又は地方公共団体等が法令等に基づき実施する事務の遂行のために個人情報を提供する場合	<p>①国、県又は地方公共団体その他これに類する公的機関が法令等に基づく事務を遂行するうえで必要な情報であり、個人情報を利用し、又は提供する公益上の必要性が認められる。</p> <p>②個人情報を利用し、又は提供しなければ、当該機関が改めて収集しなければならないなど、時間や経費がかかることともに、市民等の負担軽減、行政運営の効率化等の観点から、行政機関には、住民の福祉の向上を図り、相互に協力して適切に事務を遂行することが要請されている。</p> <p>③ ただし、提供にあっては、法令等に基づいて実施する事務の遂行に必要な範囲内であって、個人情報を利用する公益上の必要性があり、個人情報の内容、当該目的その他の事情から判断して本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>

年度	件 名	目的外利用及び提供が認められる理由
27 年度	産後ケア事業において、減免対象者を確認するにあたり、社会福祉課の保有する生活保護受給者情報（宛名番号、生活保護受給開始日、カナ氏名、生年月日）を利用する場合	我孫子市産後ケア事業規則に基づき、生活保護受給者の自己負担金を減免するため。
	市県民税賦課、徴収及び介護サービス提供等のために収集した個人の電話番号や住所・居所について、固定資産税及び軽自動車税の納税通知書・納付書等が郵送戻りとなつた場合、送付先を確認し速やかに再送（納期限の10日前までに送達）する必要があります。 送達が遅れると、納期限内の納付が困難になり、納税義務者にご不便をおかけすることになります。 地方税法第20条の11により、関係機関に資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができます。審議会での承認を得ることで納税義務者の連絡先を迅速に知ることができ、効率的な対応が可能になるため。 ＜関係する部署及び利用する情報＞ 課税課（市民税担当） 収税課（収納担当、徴収担当、債権回収室） 高齢者支援課（介護保険担当・高齢者相談担当） 勤務先又は日中連絡がとれる場所の住所及び電話番号、ギーパーソンの住所・氏名・電話番号、宛名台帳に登録している電話番号 (官公署等への協力要請) 第二十条の十一 徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。	